

第78回労務委員会、第144回労働法研究会  
 神奈川における労働基準監督行政の取組みについて



神奈川労働局の平成23年度の重点事項

今年度の重点事項は「長時間労働・過重労働」についてで、具体的な重点項目は下記のとおり。

長時間労働の抑制対策

適正な時間外・休日労働協定の締結

形式上の要件が備わっているか

適正な限度基準の取扱い

・特別条項付き協定における、月45時間を超える時間外労働に対する割増率の定めの有無

・割増率を25%超えとする(努力義務) など

適正な運用

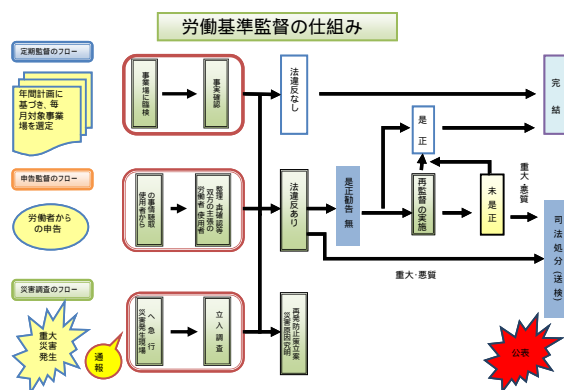
特別延長時間を超えていないか(時間、回数)

時間外・休日労働協定の内容が労働者に周知

されているか など

節電への対応について

労基法では「使用者の責めに帰すべき事由」による休業の場合、平均賃金の100分の60以上の手当を支払うこととしている。但し取引先への依存の程度、輸送経路の状況、他の代替手段の可能性、災害発生からの期間、休業回避のための具体的な努力等を総合的に勘案して判断される。計画停電の時間帯の休業は使用者の責めによらないが、それ以外の時間帯は、使用者の責めに帰すべき事由による休業に該当すると考えられる。



講演終了後、労務委員ほかと講師でさらに質疑応答や意見交換を行った。(文責 事務局)